

# 公共施設再編の基本方針



詳しくはこちら

令和5年1月に豊能町公共施設再編検討委員会から答申として「豊能町公共施設再編に関する最終報告書」が提出されました。この最終報告書を踏まえ、公共施設再編に関する考えを整理し、令和5年6月に基本方針を決定しました。

## 基本方針

町における現有の施設については、将来の維持管理の課題に加え、これからのまちづくりを進めるにあたり、その在り方についても考え、公共施設再編整備および管理・運営を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、基本方針については次のとおりとしています。

1. 様々な交流が生まれ、住民の活動を支え、発展させる機能を有するものとしていくこと
2. 現在の施設の再編にあたり、重複している機能を統合化し、効率的な施設運営に繋げていくこと
3. 西地区、東地区それぞれの地域特性を踏まえ、地区にふさわしい機能を備えたものとする
4. 必要な住民サービスを効率的に提供することで、住民生活の利便性の向上に繋げていくこと
5. 将来の町財政負担の軽減が図られること
6. 住民参加での施設運営や公民連携の視点についても考慮すること

## 今後の進め方

公共施設再編に関しては、今後、町において限られた財源の中で将来に渡り維持ができるよう、具体的に規模や機能の見直しを検討していきますが、その際には、住民の立場に立った施設のあり方を考え、十分意見交換を行い、住民、議会、民間と一体となって取り組んでいきます。

具体的なスケジュールの詳細については、イメージが固まり次第お示ししていくこととなりますが、令和5年度中には住民アンケートや懇談会等により広く住民のみなさんのご意見をいただき、その後、ワークショップなどをおして、基本計画の策定など必要な作業を進め、また、随時住民の皆さんへの説明も行いながら、最終的には令和12年度末には、全ての事業の完了を目指して進めていきたいと考えています。

### 再編の考え方

本町の地理的特性から、東西各地区に点在している公共施設を、各々の魅力を活かしつつ、重複する機能などを集約することを基本に整備を進めます。

#### 西地区

西地区の中心部に施設が集中し整備されていることが本町の魅力であり、この魅力を維持・増進することを基本に公共施設の再編を進め、施設維持の効率化を図りながら、機能（サービス）を維持します。

1. 吉川支所、西公民館、図書館、ユーベルホール、豊寿荘、保健福祉センター（すきっぷ、社会福祉協議会事務所も含む）の各施設を集約し整備します。
2. 集約し整備する施設については、「ふれあい広場から豊寿荘周辺」に新規建設するものとします。

#### 東地区

各施設が果たしているコミュニティ機能の統合、整理による効果の増進を図るとともに、利用者の導線に配慮し国民健康保険診療所については、健康増進につながる機能を備える方向で検討します。

1. 中央公民館、国民健康保険診療所、永寿荘、ふれあい文化センター、郷土資料館の各施設を集約し整備します。
2. 集約し整備する施設については、余野地区の「中央公民館から本庁周辺」に新規建設するものとします。

### 財政支援措置について

令和4年4月から過疎指定を受けたことから、国からの財政支援措置（過疎対策事業債の発行により7割が交付税措置）を最大限活用したいと考えています。

### 施設マネジメントについて

施設の管理については再編整備後の施設が多岐にわたる機能を有することとなるため、町の組織についても、従来の所属にとらわれず、施設を維持し、機能を十分に発揮できることを目指して検討を行うこととします。

施設の運営については、住民の参加を促進するため、公民館機能のコミュニティセンター化や住民団体やNPOによる指定管理について検討するとともに、民間との連携を進めることも検討します。

## 町人事行政の運営等の状況について

町の人事行政の運営について公正性・透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の人事・給与の状況を次のとおりお知らせします。

### 1 職員の任免および職員数の状況

#### (1) 採用者数および退職者数の状況

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの退職者は10名、令和4年4月2日から令和5年4月1日までの採用者は6名です。

#### (2) 定員の状況 (令和5年4月1日現在)

予算費目	職員数	
	令和4年	令和5年
議会	3	2
総務	34	35
税務	10	10
民生	35	34
衛生	19	17
農林水産	6	5
商工	3	2
土木	9	9
教育	33	35
一般会計計	152	149
国保事業	2	2
診療所	3	3
介護保険	6	6
下水道	3	3
水道	0	0
特別会計他計	14	14
合計	166	163

●上表には特別職(町長、副町長、教育長)、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を含みません。

#### (3) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	一般職員	一般職員	主任	主査
職員数	1人	28人	10人	21人
構成比	1.0%	26.7%	9.5%	20.0%

区分	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	課長補佐・副主幹	次長・課長・主幹	部長・理事	
職員数	17人	18人	10人	105人
構成比	16.2%	17.1%	9.5%	-

- 一般行政職とは、教育および特別会計(企業会計を含む)部門を除く技能労務職以外の職員をいいます。
- 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容には、各級に該当する代表的な職名を掲載しています。
- 端数調整により、構成比の合計が100%にならない場合があります。

### 2 人件費および職員給与費の状況

#### (1) 人件費の状況 (令和4年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (令和5年3月末現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
18,377人	8,339,185千円	1,779,799千円	21.34%

●人件費には、特別職および会計年度任用職員等に支給される給料・報酬等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況 (令和4年度一般会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
	給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計B	
152人	591,212千円	143,432千円	233,776千円	968,420千円	6,371千円

- 職員手当等には退職手当を含みません。
- 職員数は、令和4年4月1日時点の人数で、特別職、再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員を含みません。

### 3 職員の人事評価制度の状況

職員の能力開発や指導育成、職務能力の向上を目的とし、平成19年度より勤務評定制度を実施してまいりましたが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より名称を「人事評価制度」と改めるとともに、主に評価基準や評価項目を見直し、同制度を実施しております。

### 4 職員の給与の状況

#### (1) 初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	198,500円	208,000円
	高校卒	169,800円	182,800円

#### (2) 平均給料月額と平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	331,900円	46歳8ヶ月
技能労務職	315,000円	56歳2ヶ月

#### (3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	273,400円	315,900円	362,600円
	高校卒	該当職員なし	該当職員なし	310,300円

●経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

#### (4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
97.7	97.9	98.8	97.9	98.3

●ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の本町職員の給与水準を示す指数です。



(2)年次有給休暇の取得状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

平均取得日数	取得率
12.7日	33.2%

●上表の対象職員は、非現業の一般職に属する職員のうち、町長部局の職員で月曜日から金曜日に勤務時間が割り振られている者としています。

(3)休暇の種類(令和5年4月1日現在)

年次有給休暇以外の休暇としては、療養休暇、介護休暇、特別休暇があります。

また、特別休暇に含まれる休暇としては、結婚休暇、妊娠通勤緩和休暇、産前・産後休暇、出産補助休暇、育児時間、生理休暇、子の看護休暇、介護(短期)休暇、忌引休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇、ボランティア休暇などがあります。

6 休業に関する状況(令和4年度)

休業の種類	取得者数
育児休業	2名

7 分限および懲戒の状況(令和4年度)

処分内容		処分者数	処分事由	処分内容		処分者数	処分事由
分 限	免職	0名	心身の故障による	懲 戒	免職	0名	
	降任	0名			停職	0名	
	休職	6名			減給	0名	
	降給	0名			戒告	0名	

●分限処分とは、公務能率の維持を目的とした不利益処分です。

●懲戒処分とは、職員の道義的責任の追求を目的とした不利益処分です。

8 服務の内容

職員には、地方公務員法の規定により、法令および上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。

また、綱紀保持の徹底等を図るため、豊能町職員等の倫理行動規範、豊能町内部通報に関する要綱および豊能町職員の公正な職務執行の確保に関する要綱を策定しております。

9 退職管理の状況(令和4年度)

豊能町では、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例等を制定し、再就職の公正性・透明性の確保及び信頼性を高めるため、退職時に一般職の課長級以上であった職員のうち営利企業等への再就職した者に、再就職状況の届出を義務付けています。

令和4年度においては、届出はありませんでした。

10 研修の状況(令和4年度)

研修名	研修回数	参加人数	研修名	研修回数	参加人数
階層別研修	4回	109名	おおさか市町村職員研修研究センター主催研修(能力向上・専門実務研修、システム研修、セミナーなど)	21回	31名
専門実務研修	2回	94名			
人権研修	0回	0名			
その他の研修	6回	342名	派遣研修(各種講習会含む)	1回	2名

11 福祉および利益の保護の状況(令和4年度)

区 分	内 容
健康診断	定期健康診断、胃部検診、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施
共済制度	大阪府市町村職員共済組合に加入
公務災害	地方公務員災害補償基金大阪府支部より補償
職員福利厚生事業	職員厚生会で実施 【主な事業内容】 親睦旅行やスポーツレクリエーションの実施(令和4年度は実施なし)、民間事業者委託による宿泊補助や施設利用補助等

12 公平委員会の業務の状況(令和4年度)

業務の種類	件 数	業務の種類	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件	不利益処分に関する不服申立ての状況	0件